



TOKYO 2020  
TM



TOKYO 2020  
PARALYMPIC GAMES  
TM

TO  
KYO  
2020

# Tokyo 2020

## アクセシビリティ・ガイドライン

### 【概要版】

※全文は東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会のウェブサイトで公開しています。

2017年3月24日

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

## 1. 「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」(以下、「ガイドライン」)とは

国際パラリンピック委員会（以下、IPC）が定める『IPC アクセシビリティガイド』（以下、IPC ガイド）の技術仕様や大会関係者向けトレーニングに関する項目と、国内関係法令等に基づき、アクセシビリティ協議会で大会の指針としてとりまとめ、IPC から承認をうけたもの。

東京 2020 大会の各会場のアクセシビリティに配慮が必要なエリアおよび動線と、そこへのアクセス経路のうちアクセシビリティに配慮が必要な観客の動線として組織委員会が選定するエリアと輸送手段、組織委員会による情報発信・表示サイン等の基準、ならびに大会スタッフ・ボランティアをはじめとした関係者のトレーニング等の指針として活用する。

※具体的な適用範囲は、対象施設関係者と組織委員会が個別協議して決定する。

## 2. 基準設定およびガイドラインを踏まえた整備の考え方

数値基準は、IPC ガイドと関係国内法令等に基づき、以下のとおり整理した。

推奨基準	『東京都条例等による望ましい整備』および『IPC ガイド記載のベストプラクティス』の水準を総合的に勘案し設定。 →新設の会場、主要駅等のアクセシブルな動線等として大会時に適用する範囲において、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す。
標準基準	『IPC ガイドの遵守基準』、『国の推奨基準』、『国の遵守基準を上回る東京都条例等の整備標準（遵守基準／努力基準）』の水準のうち、相対的に高いものを総合的に勘案し設定。 →既存の会場、多くのアクセシブルな動線等として大会時に適用する範囲において、現場条件や大会後の利用ニーズ等を勘案し、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す。

※ただし例外的に、構造上の理由等によって、やむを得ず標準基準を満たせないと認められる場合でも、少なくとも現行の『国の遵守基準』は満たすものとする。

※数値以外の基準は、IPC ガイドの規定をベースに国内法令等との整合性を考慮して設定した。

組織委員会は、適用対象施設の所有者・管理者等に対し、それぞれの計画に基づき、ガイドラインに即した施設建設・改修工事を実施するよう依頼し、まずはレガシーとなる恒常的な施設としての環境整備を働きかける。

ただし、恒常的な環境整備が困難な場合、仮設による整備、ソフト的対応（専用車等による移動支援、ボランティアによるサポート等）により、ガイドラインを踏まえたサービス水準を確保する。

### 3. ガイドライン内容の抜粋

#### ■大会会場・公共交通の通路幅

推奨基準：不特定多数の歩行者が極めて多い通路は 2,000mm 以上

選手村・公共交通機関は 1,800mm 以上 (IPC・東京都の推奨基準)

標準基準：不特定多数の歩行者が極めて多い通路は 1,800mm 以上、

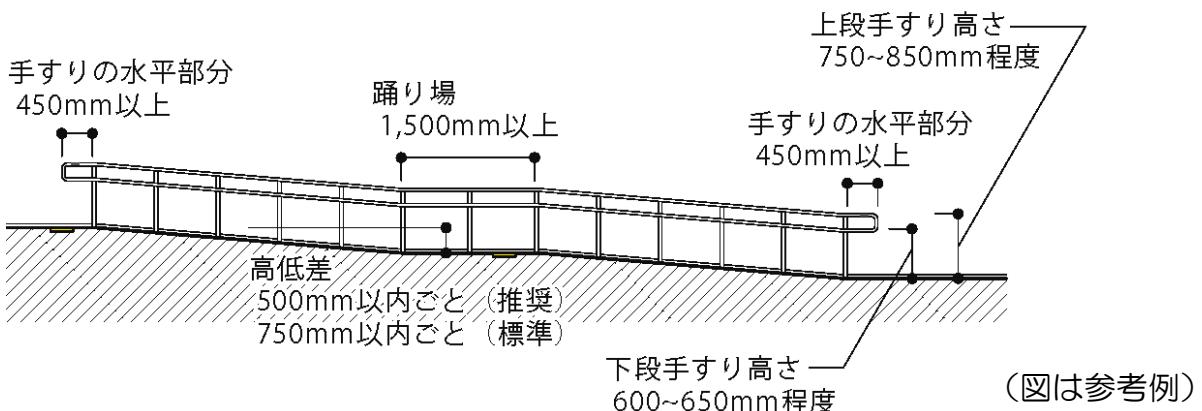
選手村・公共交通施設は 1,500mm 以上 (IPC 等の標準基準)

・例外的な場合でも、1,200mm 以上 (国の遵守基準) を満たすものとする。

#### ■大会会場・公共交通の傾斜路の踊り場

推奨基準：高低差 500mm 以内ごとに設置 (IPC の推奨基準)

標準基準：高低差 750mm 以内ごとに設置 (国の遵守基準)



#### ■視覚障がい者誘導用ブロック（点状ブロック、線状ブロック）

- ・色は黄色を原則とし、周辺は凹凸を抑えた平坦な仕上げとする。ブロックと周辺部とのコントラストと感触の違いを確保することが望ましい。
- ・形状、寸法及びその配列は、JIS 規格によることが原則。
- ・視覚に障がいのある観客を案内する動線には、セキュリティゲートまで連続的にブロックを設置するが、その設置可否及び方法について、大会期間固有の状況を考慮し、視覚や歩行に制約のある方の意見を踏まえて計画する。

#### ■大会会場・公共交通の出入口のドア幅

推奨基準：950mm (IPC の推奨基準)

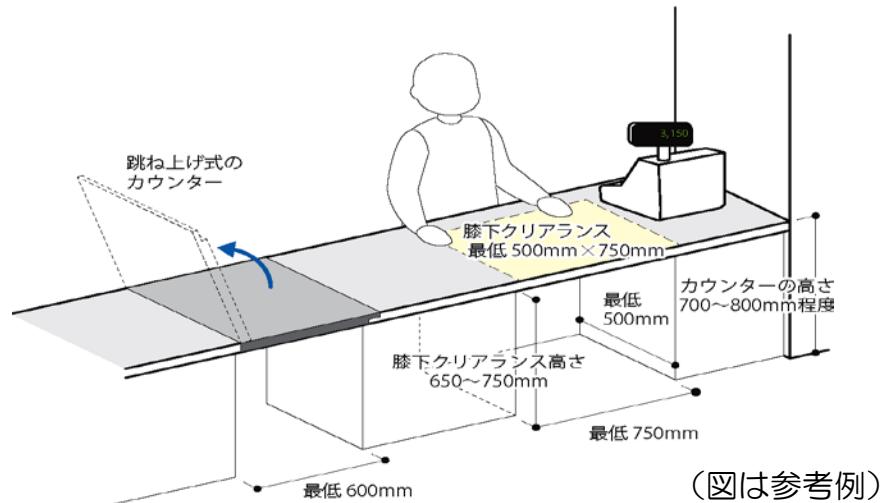
標準基準：大会会場は 850mm (IPC の標準基準)、

公共交通施設は 900mm (国の推奨基準)

・例外的な場合でも、公共交通施設では 800mm (国の遵守基準) を満たすものとする。

## ■サービスカウンター

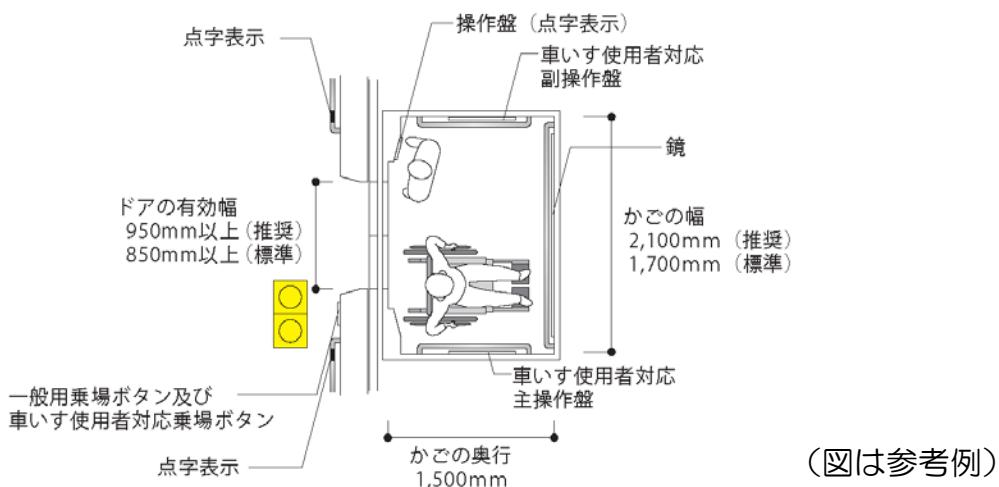
- 床面からの高さ 700~800mm 程度のカウンターを組み込む。
- 車いす使用者、腕が届きにくい人、腕力のない人をサポートできるよう、カウンター内側から外に出られる最低幅 600mm の出入口を設ける。



## ■エレベーターのかごの大きさ

推奨基準：幅 2,100mm×奥行き 1,500 mm (IPC の推奨基準)

標準基準：幅 1,700mm×奥行き 1,500 mm (IPC の標準基準)



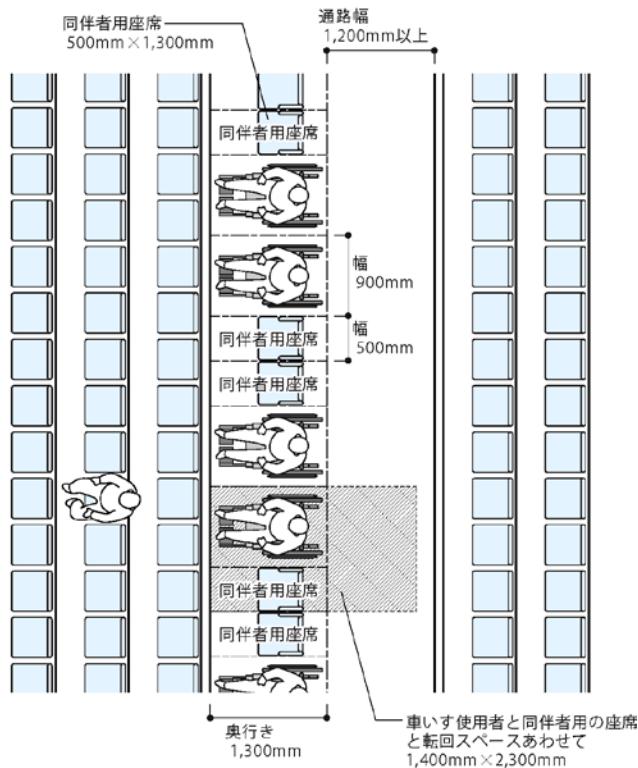
## ■大会会場施設のアクセシブルな座席の比率・区画の大きさ

### ◇アクセシブルな座席の比率（標準基準）

- オリンピック大会会場施設 0.75%
  - パラリンピック大会会場施設 1.0%～車いす競技会場施設は 1.2%
- なお、同伴者席は同比率で横に設置 (IPC の標準基準)

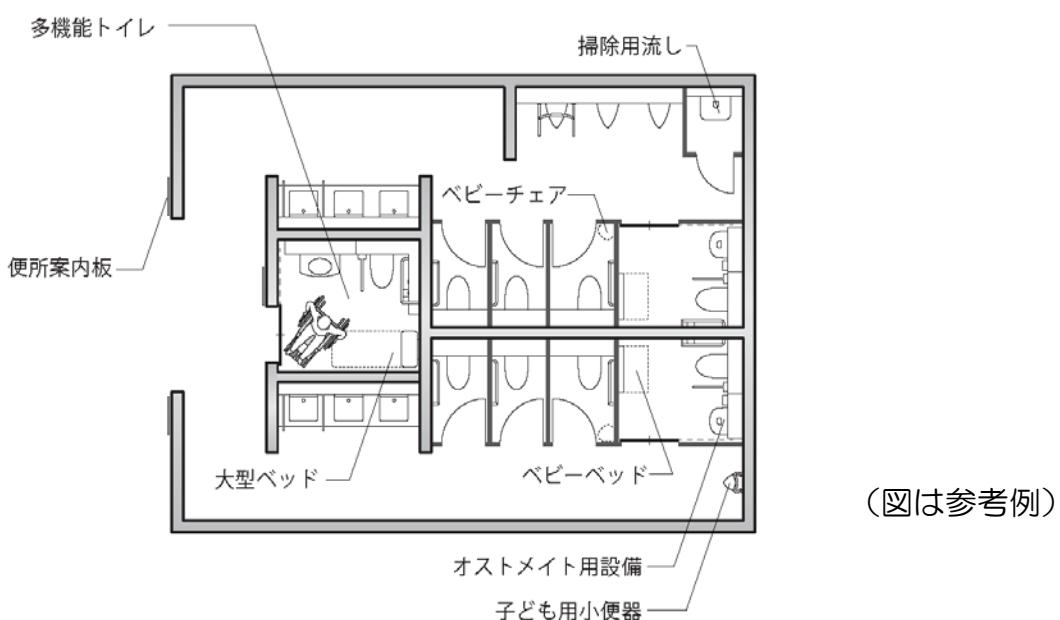
## ◇区画の大きさ（標準基準）

- ・車いす用区画は幅 900mm×長さ 1,300mm+同伴者席は幅 500mm×長さ 1,300mm（幅は都の標準×長さは IPC 標準）
- ・例外的な場合でも、車いす用区画は幅 900mm×長さ 1,200mm+同伴者席は幅 500mm×長さ 1,200mm（都の標準基準）を満たすものとする。



## ■トイレ機能の分散配置を推奨

- ・原則として異性の同伴者が支援可能な「男女共用の多機能トイレ」が必要。
- ・多機能トイレを補完し機能を分散できるよう、男女別トイレ内に車いすで出入りし便器への移乗スペースを確保した上でオストメイト用設備などの機能を備えた「簡易型多機能便房」や、一つの機能だけを補完した「個別機能を備えた便房」を組み合わせて設置することが望ましい。



## ■ホテル及びその他の宿泊施設例

- ・全室のデザインとレイアウトにユニバーサルデザインを採用することにより、標準的な客室でも様々な障がいを持つ人々を受け入れることができる。

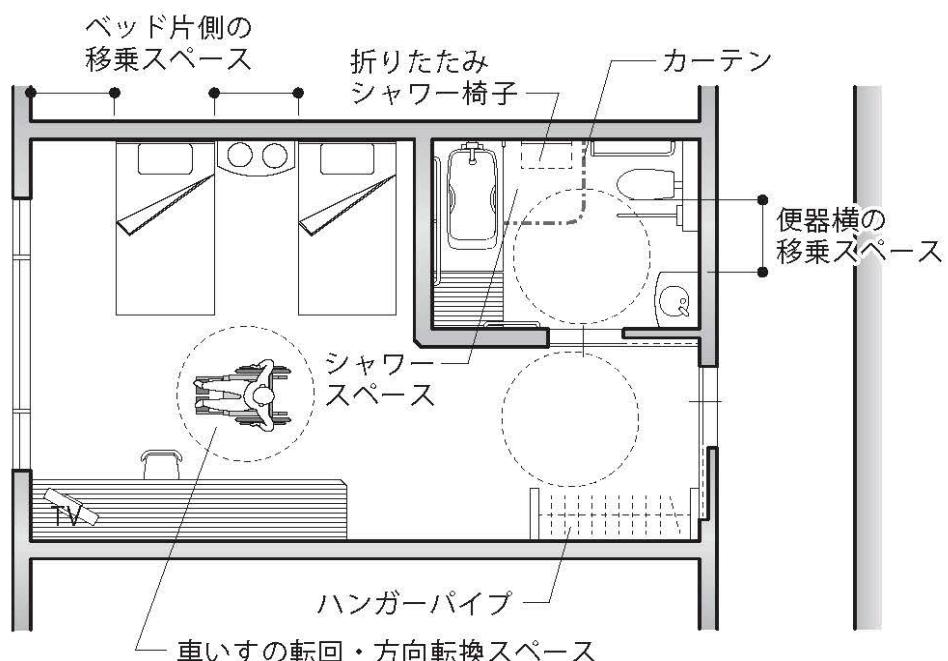
### ◇ アクセシブルルーム

様々な障がいのある人や高齢者が利用可能な客室の要件

- ・出入口の幅は900mmとし、操作しやすいハンドルが望ましい。
- ・室内に1,200×1,200mmまたは直径1,200mmの円状の転回スペースを少なくとも1か所確保することとし、便所・洗面所においても転回できることが望ましい。トイレ・ベッド等の横のスペースは800mm以上とする。
- ・ドアロック、ドアスコープ、スイッチ類、ベッド、シャワー、便器等は、車いす使用者が使いやすい高さとし、室内の段差は完全になくすか、あったとしても25mmを超えないようにし、かつ乗り越えやすい形状とする。
- ・避難情報及び避難経路の表示サインも低い位置に掲示し、点字と浮き彫り文字による表示を採用することが望ましい。
- ・電話1台はベッドから手が届く位置に必要で、補聴器と互換性があり点滅式のメッセージランプ付きが望ましい。テレビは字幕放送が受信できるものが必要。

### ◇ 車いす使用者に配慮した客室

- ・上記「アクセシブルルーム」の要件をすべてクリアできなくても、いくつかの整備しやすい対応策を講じることで、手動式車いす使用者には利用可能な「車いす使用者に配慮した客室」となりうる。大会に向け個別に確認・協議する予定。



(図はアクセシブルルームの参考例)

## ■組織委員会による情報発信

### ◇ 刊行物

- ・組織委員会が作成する刊行物は、紙面のコントラスト・光沢、文字の色・大きさ、フォントの種類・太さ、行間、文字間隔等において読みやすい配慮が必要。
- ・視覚に障がいのある人が情報にアクセスできるよう、点字、テキストデータ、拡大文字または音声形式、触知可能な地図等で提供できることが望ましい。

### ◇ 表示サイン

- ・国際的に認められたシンボルを利用することが望ましく、文字やシンボルには背景色とコントラストのはっきりした色彩を用いる。

### ◇ 文字情報の提供

- ・大会会場等では、聴覚に障がいのある人が情報にアクセスできるよう、補聴援助機器、字幕装置等の文字情報の提供、手話通訳の手配ができることが望ましい。

## ■アクセシブルな公共交通施設のサービス例

- ・筆談用のメモ用紙、ホワイトボード、コミュニケーションボード、磁気誘導ループ、手話等のいずれかで対応でき、印刷情報を点字、テキストデータ、拡大文字または音声等の代替形式で提供できる窓口やチェックインカウンターの整備。
- ・高齢者や障がいのある人が確認しやすい高さ、場所、表示方法に配慮した案内表示や券売機を1か所以上確保。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合を除く。
- ・案内板の地図、文字は、高齢者や障がいのある人にとってできるだけ分かりやすい表現、色彩を使用。
- ・移動やコミュニケーションに様々な制約のある人、補助犬を同伴する人等に配慮した適切なサービスを提供するためスタッフ等に対し必要な研修を行うことが望ましい。

## ■大会スタッフ等に対するアクセシビリティトレーニング

- ・個人の態度やコミュニケーション上のバリア、誤解は、建築物における構造的な障害よりも強固なバリアになりうることから、大会サービスを提供する上で、大会スタッフ・ボランティアには、次の3段階でトレーニングを実施する。
  - 障がい者等に対する一般的なエチケット／アウェアネストレーニング
  - 大会／任務別のアクセシビリティトレーニング
  - 会場固有のアクセシビリティトレーニング

※具体的なトレーニング方法・実施時期の決定は、ガイドラインの対象外。

アクセシビリティサポートガイド基礎編を別途作成し公表済み（次頁参照）。  
<https://tokyo2020.jp/jp/organising-committee/accessibility/>

## ～～アクセシビリティサポートガイド基礎編～～

### ◇位置づけ

- ・大会スタッフ・ボランティア向けの学習ツールとして、ボランティア等のサポートの基礎的な内容をとりまとめたもの。
- ・「心のバリアフリー」の拡充に向け、幅広い業界で指針として自主的に活用されることを期待。

### ◇接遇の基本

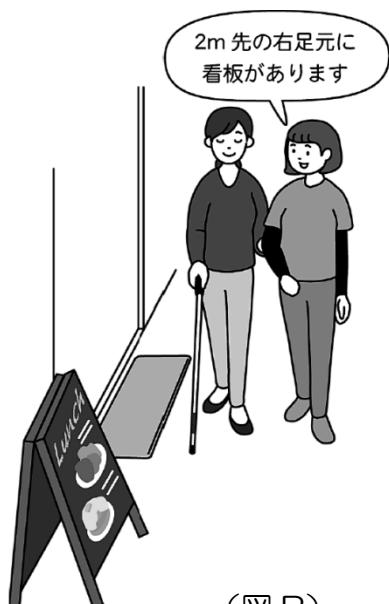
- 各クライアントの多様な特性に配慮
- クライアントの人格を尊重
- クライアントを理解しようという気持ちをもつ
- クライアントに話しかける
- クライアントの意思や希望を確認する
- 柔軟な対応を心がける

### ◇サポートのためのポイント例

- ・車いすを押す際、動き出す前には「前に進みます」など必ず声かけを行うとクライアントは心の準備ができて安心。(図 A)
- ・視覚による情報が得にくい方には、言葉による説明は具体的な言葉で行う。(図 B)
- ・聴覚による情報が得にくい方で、読話や身振り手振りが通じにくい場合は、必要なことだけを簡潔に筆談で書く。(図 C)
- ・伝えること理解することが難しい方には、抽象的な言葉は使わず、具体的な言葉ではっきりと短く話しかけるようにする。(図 D)



(図 A)



(図 B)



(図 C)



(図 D)

(イラストはイラスト追記版より)